

配置予定技術者に関する留意点について

最近の入札において、1人の技術者で複数の工事に入札参加資格確認申請をしている事態が発生し、当該業者に指名停止措置を行いました(いずれも総合評価に係る案件)。

京都府では、「建設工事と技術者の配置について」で、以下のように規定して一般競争入札を実施しており、これに違反すると指名停止措置を行う場合がありますので、御留意願います。

京都府の発注する工事のうち、工事現場に技術者の専任を要する工事の一般競争入札では、

- 1人の技術者で複数の工事に入札参加資格確認申請をすることはできません。
- また、先に公告のあった工事に配置予定をしていた技術者は、その工事の落札決定があるまでは、後から公告する別の工事の配置予定技術者とすることはできません。

詳細は以下を参照してください。

建設工事と技術者の配置について（抜粋）

京都府建設交通部

第1 （省略）

第2 （省略）

第3 一般競争入札における配置予定技術者

1 一般競争入札の入札参加資格確認申請時における配置予定技術者

京都府が発注する一般競争入札のうち、工事現場に専任義務を要する工事では、入札参加資格確認申請時に配置予定技術者調書の提出を求めています。配置予定技術者調書に記載する技術者については、以下の条件を満足しなければなりません。

京都府が発注する一般競争入札のうち、工事現場に専任義務を要する工事では、参加しようとする入札案件ごとに、別の配置予定技術者が必要です。

- (1) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係（3箇月以上の雇用関係）があり、請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の工事については、契約期間中、本工事現場に専任で配置できる技術者であること。
- (2) 入札に参加しようとする1件の工事につき、1人の監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）を配置予定技術者として入札参加資格確認申請すること。
（1人の技術者で複数の工事に入札参加資格確認申請をすることはできない。
また、先に公告のあった工事に配置予定をしていた技術者は、その工事の落札決定があるまでは、後から公告する別の工事の配置予定技術者とすることはできない。）
- (3) 現在、他工事に配置している技術者又は現場代理人を配置予定技術者とする場合は、工事契約時に配置可能な技術者とする事。
（配置可能な技術者として認められる場合は、現在配置している工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っている場合、又は、下記第4で示す途中交代が認められることが証明される場合に限る。）
- (4) 入札参加資格確認申請書提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足すること。
（条件を満たす2名の技術者がいる場合、2つの工事にその2名の技術者を配置予定技術者の候補者として、技術者調書に記載して入札参加資格確認申請をすることは可能。2つの工事の申請が同時でない場合においても、(2)によらず、可能とする。）
なお、工事現場の専任義務を要する工事の配置予定技術者は、死亡、病休、退職等の極めて特別な理由がある場合を除き変更できない。
- (5) 入札参加資格確認申請書の提出時に、配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明する各種資料（以下「確認資料」という。）が提出できること。

- (6) 期日までに確認資料を提出しない場合、確認資料により入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、又は工事契約時に配置予定技術者を配置できなかった場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。また、落札決定後に判明した場合は、落札決定を取り消し、違約金を徴収することがある。
- (7) 営業所専任技術者を配置予定技術者とする場合は、後任の営業所専任技術者の候補者の氏名並びに現在の所属及び現場専任技術者でないことについて、書面（書式は任意）で提出すること。

2 配置予定技術者の確認資料

(1) 配置予定技術者の資格を証明するもの

ア 監理技術者

(ア) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し

(イ) 監理技術者講習（登録講習）修了証の写し

平成16年3月1日に施工された建設業法の改正により、監理技術者講習の受講は、資格者証の交付要件から、公共工事における専任の監理技術者の要件となり、公共工事の発注者は、専任される監理技術者の要件について、「監理技術者資格者証」に加えて、過去5年以内に監理技術者講習を受講したことを証明する「監理技術者講習修了証」を確認する必要があります。

なお、当面の移行措置としては、以下のとおり取り扱うこととします。

平成16年2月29日以前に交付された資格者証（以下「旧資格者証」という。）を所持している者については、資格者証の写しのみ提出で可とします。

平成16年2月29日以前に指定講習を受講し、平成16年3月1日以降に交付された資格者証（以下「新資格者証」という。）を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る修了証の写しを提出してください。

旧資格者証の有効期限の満了日前に更新手続きを行い新資格者証の交付を受けた場合については、それ以前に登録講習を受けている場合は問題ありませんが、旧資格者証の交付申請の時点で指定講習の修了証を指定資格者交付機関に提出し所持していないことから、講習の受講を証明するため以下のいずれかを提出してください。

- ・旧資格者証の有効期限が満了していないことを証明するため、旧資格者証の写し
- ・受講した指定講習実施機関から再発行を受けた「講習修了証明書」の写し

イ 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

(ア) 資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）

(イ) 経歴書（実務経験による技術者の場合）

(2) 直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

本人が工事を請け負った企業と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる次のいずれかの写しを提出してください。

(ア) 監理技術者資格者証（表・裏）

(イ) 健康保険被保険者証

(ウ) 住民税特別徴収税額（変更）通知書

(エ) 雇用保険者証